

一般社団法人日本循環器学会 教育研修委員会内規

平成13年11月22日制定

平成25年 6月14日改定

(設 置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会教育研修委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、循環器学の向上と普及を図るため、医学部の卒前卒後教育、会員の生涯教育、市民の啓蒙活動などの企画・立案・実施に当たることを目的とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名、幹事1名を以って組織する。

(委 員)

- 第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
- 委員は代表理事が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
 - 幹事及び副委員長は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
 - 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
 - 委員長、委員、幹事及び副委員長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
 - 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
 - 本委員会は第2条の目的を達成するため、若干数の実務小委員会及び部会を組織し各々に委員長及び委員を置くことができる。
 - 幹事は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。
 - 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を述べさせることができる。

(業 務)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
- (1)年次学術集会時に開催する教育セッションの企画、運営
 - (2)その他教育活動に関する事項
 - 上記教育セッションに関しては教育セッションに関する手順書として、別に定める。
 - 本委員会は次の外部機関に関与し、この機関が主催する会議等に代表者を派遣することができる。
 - (1)日本医学教育学会

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成13年11月22日より施行する。